

## 鹿角市立小・中学校学習用端末使用方針

策定 令和3年4月1日

改正 令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この方針は、鹿角市立小・中学校における学習用端末（以下「学習用端末」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の目的)

第2条 学習用端末は、学校の教育課程に則った学習の質、効果の向上及び学習内容の定着に資することを目的として使用する。

(管理責任者)

第3条 管理責任者は校長とする。管理責任者は、学習用端末を適正に管理するため、端末管理者を指名し、業務を行わせるものとする。

2 管理責任者は、学習用端末管理台帳を作成し、年度初めに教育委員会へ提出しなければならない。

3 管理責任者は、学習用端末に破損・紛失等が発生したときは、速やかに学習用端末破損・紛失等報告書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

(端末管理者)

第4条 端末管理者は、学習用端末の使用が適正に行われるために、使用状況を把握し、必要に応じて指導及び助言を行う。

2 端末管理者は、学習用端末の脆弱性を塞ぐために、アップデートを徹底し、常に最新の状態に保たなければならない。

3 端末管理者は、定期的に学習用端末及びクラウドの共有フォルダ内を確認し、不要なデータ等は都度削除する。

(使用者)

第5条 学習用端末の使用者は、学校に在籍する児童・生徒及び教職員、並びに教育委員会が認めた者とする。

(使用者の責務)

第6条 使用者は、学習用端末の使用を適正に行うとともに、使用中の毀損、紛失、盗難等の防止に十分注意しなければならない。

2 使用者のうち教職員は、管理責任者の許可を得て、学習用端末にアプリ等をインストール又はダウンロードすることができる。ただし、次の各号に掲げる事項によるものとする。

(1) 第2条の目的を達成するために有益なものであること

(2) 信頼できるアプリ等であること

3 使用者のうち教職員は、管理責任者の許可を得て、Gmail アドレスを貸与されることができる。ただし、Gmail の使用は、次の各号に掲げる事項によるものとする。

(1) 第2条の目的を達成するために有益なものであること

(2) 校務に関連する事項であること

4 使用者のうち教職員は、管理責任者の許可を得て、学校備品の液晶プロジェクターやプリンターを、Wi-Fi に接続することができる。但し、個人が持ち込んだ端末の接続は原則として認めないこととする。

5 使用者は、常に最良の状態で使用できるように管理し、使用後には確実に管理場所（充電用ラック）に戻して、充電を行うようにする。

6 使用者が自宅学習等のために学習用端末を校外に持ち出す場合は、管理責任者の許可を得なければならない。

(適正使用)

第7条 学習用端末の適正な使用のため、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令を遵守しなければならない。

2 次の各号に掲げる事項については、これを禁止する。

(1) 第2条の目的以外の利用

(2) ID、パスワード及びパスコードの変更及び漏洩

(3) 個人的なメールアドレス、クラウド用アカウント等の使用

(4) 個人のクレジットカード情報や個人情報の入力

(5) 利用が許可されていないファイルへのアクセス

(6) 不当なハードウェア、ソフトウェアの設定変更

(7) ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の利用

(8) 学習上必要のあるサイト以外の閲覧

(9) アプリ内課金

(10) その他、情報セキュリティに脅威を及ぼすと判断される事項

(違反行為に対する指導等)

第8条 管理責任者は、前条に規定する禁止行為を行った使用者に対し、改善するよう指導することとする。指導後も改善が図られない場合は、学習用端末の使用を停止しなければならない。

(障害・事故)

第9条 使用者は、次の各号に掲げる障害・事故等が発生した時は、ただちに管理責任者に報告しなければならない。

(1) 学習用端末を毀損、紛失したとき、又は盗難の被害にあったとき

(2) パスワードが第三者に漏洩した可能性があるとき

(3) 学習用端末が正常に動作しなくなったとき

(4) データの改ざん・抹消、不正使用、無権限者のアクセス、ウイルスの侵入等、又は、それらの恐れのある事実を発見したとき

2 故意による毀損、紛失・盗難等の事故あるいはその他の理由で、学習用端末の全部又は一部が使用できなくなった場合、使用者は教育委員会が定める相当の代価を

弁償しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、相当代価を減額し、又は免除することができる。

(その他)

第10条 学習用端末の利用に関して、本方針に定められていない事項が発生した場合には、管理責任者と教育委員会との話し合いの上、対処するものとする。

(様式第 1 号)

年 月 日

学習用端末破損・紛失等報告書

鹿角市立

学校

|        |           |
|--------|-----------|
| 破損等日時  |           |
| 使用場所   |           |
| 破損等の経緯 |           |
| 状況写真   |           |
| 端末番号   | (K〇〇〇〇〇〇) |
| 代替機    |           |
| 今後の対応  |           |